



法令等遵守（コンプライアンス）態勢

けんしんでは、経営理念である「いしんさくそく以身作則」を実践しており、法令等遵守は最も重要な経営課題と認識しています。こうした法令等の遵守状況をチェックするため、「コンプライアンス・プログラム」を毎年度作成し実践状況をモニタリングしています。また、本部各部・営業店ごとにコンプライアンス責任者を任命し、勉強会等を通じ意識の醸成に努めています。役職員の法令等遵守に問題がある場合など

は、コンプライアンス責任者を通じて経営陣に直接報告がなされる体制となっています。また、「公益通報者保護規則」を制定し、組合内の法令違反等への適正な処理の仕組みを構築しています。さらに、反社会的勢力との関係を遮断するため、警察や暴力追放推進センター、顧問弁護士等と連携を図っています。

法令等遵守方針

1. 公共的使命の認識と信頼の確立
2. きめ細かい金融等サービスの提供
3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
4. 地域社会とのコミュニケーションの充実
5. 役職員の人権の尊重等
6. 環境問題および地球温暖化対策への取り組み
7. 社会貢献活動への取り組み
8. 反社会的勢力との関係遮断
9. ニセ電話詐欺等被害防止
10. ハラスメント防止
11. カスタマーハラスメント対応

顧客保護等管理態勢

けんしんでは、お客さまの資産形成に相応しいサービスを提供し、持続的な発展を遂げていくための方針として、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を策定しています。そしてお客さまとの信頼関係を更に深めるべく、当方針を全役職員で共

有し実践しています。

また、昨今深刻化しているコンピュータなどへのサイバー攻撃に対して、「サイバーセキュリティ対策強化に向けた取組計画」に基づき管理態勢の整備を図っています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

けんしんでは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する基本方針」のもと、その重要性を認識し、内部管理態勢の構築に取り組んでいます。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する基本方針

- 1.体制の整備
- 2.事務手続の整備
- 3.役職員に対する研修等の実施
- 4.リスク低減措置の検討、実施
- 5.有効性の検証



苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

けんしんでは、お客さまとのお取引に係る苦情等を受け付けていますので、お気づきの点がございましたらお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

苦情等のお申し出は当組合のほか、上部団体に設置している「しんくみ相談所」でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください）。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出下さい。また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「リスク管理部お客様相談室」にお願いいたします。

リスク管理部 お客様相談室

住 所：茨城県水戸市大町2-3-12
電 話 番 号：0120-310-206
受 付 時 間：9:00～17:00
(祝日及び金融機関休業日を除く)
ホームページアドレス：<https://www.kenshinbank.co.jp>

名 称	しんくみ相談所 [一般社団法人全国信用組合中央協会]
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)
電 話 番 号	03-3567-2456
受 付 日	月曜日～金曜日(祝日及び信用組合の休業日は除く)
受 付 時 間	9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺います。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月～金(除 祝日、年末年始)	月～金(除 祝日、年末年始)	月～金(除 祝日、年末年始)
受付時間	9:30～12:00、13:00～16:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

リスク管理態勢

金融機関を取り巻くさまざまなリスクが、高度化・複雑化する中であって、**けんしん**ではリスク管理を経営の重要課題の一つとして捉え、「リスク管理の基本方針」を定めています。また、リスク管理に関する諸

規程を整備するとともに、各種リスクを統括する「リスク管理部」を設置し、役員等で構成される「リスク管理委員会」において当組合全体のリスクを一元的に管理しています。

信用リスク管理態勢

けんしんでは、信用リスクを当組合の健全性や収益性に係る重要なリスクであると認識し、融資対象、決裁権限などを「融資方針」に定めています。また、与信ポートフォリオ管理と個別与信管理を行っており、与信ポートフォリオ管理については、業種別与信残高を把握することで、特定の業種への偏りを監視し、個別与信管理については、公共性や「安全性」「成長性」「収益性」などを踏まえた与信判断を行っています。また、貸出資産の健全化、良質化を維持するため、審査部門と営業推進部門を分離した審査体制

を構築しています。さらに一定金額以上の貸出案件については、関連部部長を含む常務理事以上の役員による「融資審査会」において、審査を行っています。

資産の自己査定については、債務者の財務状況などにより保有資産を個別に回収の危険性または価値の毀損の度合いに従って厳正に資産査定を実施しています。また、監査部は、資産査定の検証結果を監査するなど、厳格な資産査定態勢を構築しています。

なお、資産査定の適切性については、外部監査人の監査により検証されています。



オペレーショナル・リスク管理態勢

けんしんでは、事務上のミスや不正の発生を回避するため、事務リスクに関する諸規程を定め、事務部門による営業店指導を通じて事務処理状況をチェックするとともに、監査部門による監査を通じて、発生した事務事故の原因を分析し、改善対応策や再発防止策を講じています。

システムリスク管理については、コンピュータシステムの停止や誤作動を防止し安全稼働ができるようシステムリスクに関する諸規程を定めています。勘定系・対外系システムについては、信組

情報サービス株式会社（SKC）に委託しています。SKC に対しては運用状況やシステム監査結果などの報告を求め、外部委託先として管理を行うとともに、外部監査人による監査を実施しています。なお、万が一の障害や災害が発生した場合を想定し、損失を極小化できるようバックアップシステムを構築し、早期回復に向けた訓練を実施しています。組合内のコンピュータ・ネットワークについては、諸規程を定め、顧客データを暗号化するなど厳正な情報管理を行っています。

市場リスク管理態勢

けんしんでは、お客さまからお預かりしている預金のうち、貸出金以外の部分は系統金融機関等への預け金や有価証券等で運用しています。特に、有価証券運用については、信用力の高い債券を中心に運用を行っています。

けんしんでは、市場リスク管理に関する諸規程を定め、有価証券等の運用部門とは独立したリスク管理部門による市場リスク管理を実施し、けん制機能が働く体制を整備しています。リスク管理部門は、市場リスクについて、統計学的手法に基づく VaR（バリュー・アット・リスク）や、市場金利等の状況が著しく悪化する想定に基づくストレス・テストなどの管理指標によってリスク量を計測し、損失限

度額などのリスク・リミットの遵守状況を「リスク管理委員会」に報告しています。また、ALM 部門では銀行勘定の金利リスクの計測も行っています。平成 31 年 3 月期より金利リスクのモニタリング手法が見直され、「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」と呼ばれる新たな枠組みが適用開始となり、ALM システムにより定期的に計測し、「ALM 委員会」へ報告しています。（なお、自己資本額の算定にあたっては、「バーゼルⅢ」を採用しています。）

「ALM 委員会」は資産・負債の総合管理をするための機関で、市場金利の変化による損益状況やそのリスクに関する調整など、資産・負債のリスク・コントロールに努めています。

市場リスクとは

金利や為替などの変動により、保有する有価証券等の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

バーゼルⅢとは

バーゼルⅢとは、バーゼル銀行監督委員会が公表している金融機関の自己資本比率等に関する国際統一基準であり、従来のバーゼルⅡにかわって平成 26 年 3 月から適用となりました。令和 5 年 3 月から段階的に最終化が適用され、当組合では令和 7 年 3 月から適用されています。

世界的な金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高めることを目的としており、従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図ることとしています。



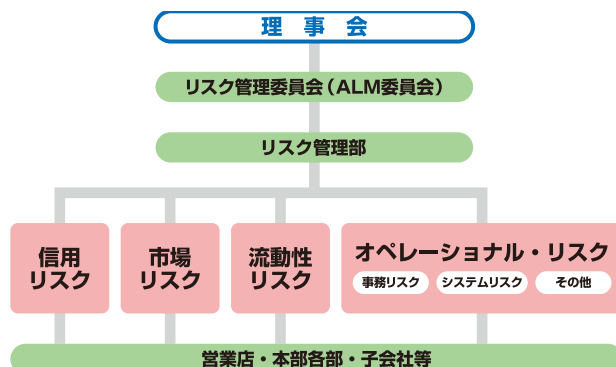
流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより資金繰りに支障をきたす場合や通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされるリスクをいいます。

けんしんでは、流動性リスクに関する諸規程を定めており、資金繰りの状況については、資金経理部から経営陣や「ALM委員会」に報告されています。また、「ALM委員会」では資金繰りに関する管理指標を企画立案し、不足の場合の資金調達方法や輸送方法などを規程に定め、迅速かつ適切に手当てが

できるよう体制の整備を図っています。

〈リスク管理体制〉



内部監査態勢

けんしんでは、理事長直轄の部署である監査部が業務部門から独立して内部監査を実施しています。

具体的には、本部各部及び営業店、子会社等に対する内部監査を通じてコンプライアンス態勢や内

部管理態勢の適切性、有効性を検証し、問題点の早期発見や改善提言を行い、業務の健全性を確保しています。



けんしんでは茨城県一円の地域住民や中小企業者、勤労者などのお取引先に組合員として加入していただき、組合員の相互扶助によって共に発展していくことを基本理念としています。

地域の皆さまからお預かりした資金を、必要とする地域の中小企業や個人のお客さまに融資させていただくことで、地域経済の発展に努めています。また、地域社会の活性化のために文化的・社会的貢献活動などに取り組んでいます。

